

岩手県告示第 329 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、その旨
公告する。

なお、同条第 11 項において準用する同条第 4 項の規定により、平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 8 日まで関係書類を縦覧に供す
る。

平成 20 年 4 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
大船渡地区	広域漁港整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課、大船渡地方振興局水産部及び大船渡市農林水産部